

公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この公益通報者保護規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）又は本会の職員等の法令違反行為、倫理上問題のある行為などの通報又は相談（以下「公益通報」という。）の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、公益通報した職員等（以下「通報者」という。）が不利益になることを防止することを目的とする。

(窓口)

第2条 通報者からの公益通報を受け付ける窓口並びに法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を本会総務課に設置する。

(通報の方法)

第3条 公益通報は、電話、電子メール、ファックス、文書、面談等の方法とする。

(通報者)

第4条 通報者は、本会役員、評議員、職員（退任・退職者含む。）とする。

(調査)

第5条 公益通報された事項に関する事実関係の調査は本会総務課が行う。

2 調査にあたっての責任者は、本会事務局長とする。

3 責任者は調査する内容によって、関係課のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 前条の調査担当者は、関係課に対し、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2 関係課は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査担当者に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(職員等の処分)

第8条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、本会就業規則に従って処分を課すことができる。

(通報者の保護)

第9条 本会は、通報者が公益通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 本会は、通報者が公益通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することの

ないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本会就業規則に従って処分を課することができる。

(守秘義務)

第10条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、本会就業規則に従って処分を課することができる。

(通知)

第11条 本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅延なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本会は、そのような通報を行った者に対し、本会就業規則に従って処分を課することができる。

(公益通報を受けた者の責務)

第13条 公益通報を受けた者は、公益通報業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者の秘密を保護するなど適正に対応するよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、公益通報者保護に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。